

○福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システム運用管理
規程

平成十四年八月五日
福岡県訓令第十三号
本庁
出先機関
教育庁
監査委員事務局
人事委員会事務局
警察本部

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程を次のように定める。

福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システム運用管理規
程

(趣旨)

第一条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムのセキュリティ(システムの機密性、正確性及び継続性の維持をいう。以下同じ。)を確保するための運用管理については、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)、住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)、住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成十四年総務省告示第三百三十四号。以下「告示」という。)、福岡県住民基本台帳法施行条例(平成十四年福岡県条例第八号)及び福岡県住民基本台帳法施行細則(平成十四年福岡県規則第五十六号)(以下これらを「関係法令」という。)に定めがある場合を除くほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

~~一 住民基本台帳ネットワークシステム 告示第一の一に規定する住民基本台帳ネットワークシステムをいう。~~

一 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム 告示第一の一に規定する住民基本台帳ネットワークシステムのうち、本県が整備し、運用管理を行うもので、県サーバ、端末

機、電気通信回線、電気通信関係装置（地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が本県の委託により設置した電気通信関係装置を含む。以下同じ。）及びプログラム等により構成されるシステムをいう。

二 福岡県附票連携システム 告示第一の二に規定する附票連携システムのうち、本県が整備し、運用管理を行うもので、附票県サーバ、端末機、電気通信回線、電気通信関係装置及びプログラム等により構成されるシステムをいう。

三 県サーバ 告示第一の四に規定する都道府県サーバであって本県が管理するものをいう。

四 附票県サーバ 告示第一の五に規定する附票都道府県サーバであって本県が管理するものをいう。

五 端末機 県サーバ若しくは告示第一の六に規定する機構サーバに保存若しくは記録された本人確認情報（法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）又は附票県サーバ若しくは告示第一の七に規定する附票機構サーバに保存若しくは記録された附票本人確認情報（法第三十条の四十一第一項に規定する附票本人確認情報をいう。以下同じ。）を法令の定める事務に利用するための本県の端末機をいう。

~~五 機構サーバ 告示第一の四に規定する機構サーバをいう。~~

六 情報資産 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムを構成する全ての情報並びにソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク及び記録媒体をいう。

~~七 県ネットワーク 本県の市町村が整備したコミュニケーションサーバと県サーバとの間で本人確認情報等の通知を行うために本県が整備した電気通信回線及び電気通信関係装置をいう。~~

~~八 コミュニケーションサーバ 告示第一の二に規定するコミュニケーションサーバをいう。~~

七 本庁 福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）第二条第一号に規定する本庁、福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）第二条第二項に規定する本庁、福岡県監査委員事務局、福岡県人事委員会事務局及び福岡県警察の組織に関する規則（平成六年福岡県公安委員会規則第二十四号）に規定する福岡県警察本部をいう。

八 出先機関 福岡県行政組織規則第二条第四号に規定する出先機関をいう。

九 所属 本庁の課（室を含む。以下同じ。）及び出先機関をいう。

土 庁内管理者 福岡県庁内管理規則（昭和四十三年福岡県規則第五十号）第四条第一項に規定する庁内管理者をいう。

十一 室内管理者 福岡県庁内管理規則第五条第一項に規定する室内管理者をいう。

（平一五訓令一六・平二二訓令二・平二七訓令一一・平三〇訓令三・一部改正）

（運用管理及び利用の基本）

第三条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用管理及び利用は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- 一 関係法令を遵守すること。
- 二 本人確認情報及び附票本人確認情報等の個人情報の保護に最大限配慮すること。
- 三 本人確認情報及び附票本人確認情報を最新かつ正確な状態に保持すること。
- 四 本人確認情報及び附票本人確認情報の事務処理の継続性を確保すること。
- 五 情報資産は必要最小限の範囲のものとし、みだりに機器の増設及び記録媒体の複製等を行ってはならないこと。
- 六 情報資産を福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの本来の目的を超えて使用及び利用しないこと。
- 七 他の都道府県、市町村及び機構と密接な連携協力関係を構築し、及び維持すること。

（平二七訓令一一・一部改正）

（セキュリティ総括責任者）

第四条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムのセキュリティ対策を総合的に実施するため、セキュリティ総括責任者を置く。

- 2 セキュリティ総括責任者は、企画・地域振興部長をもって充てる。
- 3 セキュリティ総括責任者は、福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムのセキュリティ対策を総括し、並びに緊急時における対応策を決定し、及び実施する。

（平二〇訓令二四・一部改正）

（ネットワークシステム管理者）

第五条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの適正かつ円滑な運用管理を行うため、ネットワークシステム管理者を置く。

- 2 ネットワークシステム管理者は、企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課長をもって充てる。

（平二〇訓令二四・令四訓令一・一部改正）

(ネットワークシステム管理者の業務)

第六条 ネットワークシステム管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用管理を行うこと。
- 二 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムのセキュリティ対策の実施状況を定期的に検証すること。
- 三 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムに係る苦情を処理すること。
- 四 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用管理及び利用に関する研修（職員研修所長が実施するものを除く。）を実施すること。

(平二二訓令二・一部改正)

(監査)

第七条 ネットワークシステム管理者は、福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムのセキュリティ対策の実施状況について、情報通信ネットワークに関し識見を有する者の監査を受けなければならない。

(県サーバ等の設置)

第八条 ネットワークシステム管理者は、本庁又は出先機関の庁内（福岡県庁内管理規則第二条第二号に規定する庁内をいう。）に福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用に必要な県サーバ、附票県サーバ及び電気通信関係装置等の機器（以下「システム機器等」という。）を設置するときは、あらかじめ本庁の室内管理者又は出先機関の庁内管理者と協議しなければならない。

2 システム機器等が設置された本庁の室内管理者及び出先機関の庁内管理者は、ネットワークシステム管理者の求めに応じて、システム機器等の管理のため必要な協力を行わなければならない。

3 システム機器等の移設を伴う工事を行おうとする者は、あらかじめネットワークシステム管理者と協議しなければならない。

(端末機の設置等)

第九条 端末機を設置しようとする所属の長は、ネットワークシステム管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 端末機を設置する所属に、ネットワークシステム管理者の指示に基づき端末機の運用管理を行うため、端末機管理者を置く。

3 端末機を設置する所属の長は、端末機管理者を指定し、ネットワークシステム管理者に報告しなければならない。

(本人確認情報 又は附票本人確認情報の利用)

第十条 本人確認情報 又は附票本人確認情報の提供を受けようとする所属の長は、本人確認情報 又は附票本人確認情報を利用する事務の内容及び職員等を明らかにした上で、ネットワークシステム管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の所属の長は、ネットワークシステム管理者の求めに応じ、本人確認情報 又は附票本人確認情報の利用状況等を報告しなければならない。

(研修の受講)

第十一条 所属の長は、職員に第六条第四号の研修を受ける機会を与えるように努めなければならない。

(平三〇訓令三・一部改正)

(外部委託)

第十二条 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム 及び福岡県附票連携システムの運用管理の業務は、その一部を委託（以下「外部委託」という。）することができるものとする。この場合において、委託先事業者は、十分な個人情報保護措置を行うことができる者でなければならない。

2 外部委託に関する契約の締結に際しては、次の各号に掲げる事項を契約書に明記するものとする。

一 再委託の禁止又は制限に関する事項

二 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム 及び福岡県附票連携システムに関する情報が記録された資料の保管、返還及び廃棄に関する事項

三 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム 及び福岡県附票連携システムに関する情報が記録された資料の目的外使用、複製・複写及び第三者への提供の禁止に関する事項

四 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム 及び福岡県附票連携システムに関する情報の秘密保持に関する事項

五 委託業務に従事する者の秘密保持等に関する誓約書の提出に関する事項

六 事故等の報告に関する事項

(委任)

第十三条 この訓令の実施のために必要な事項は、企画・地域振興部長が別に定める。

(平二〇訓令二四・一部改正)

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 福岡県住民基本台帳ネットワークシステム及び福岡県附票連携システムの運用状況及び情報技術の進展状況等を踏まえ、適宜、この訓令の見直しを行うものとする。

附 則（平成一五年訓令第一六号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年訓令第二四号）

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の福岡県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則（平成二二年訓令第二号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年訓令第一一号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年訓令第三号）

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第六号及び第十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年訓令第一号）

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和六年訓令第四号）

この訓令は、公布の日から施行する。